

損害輕微に付一人當五圓とし、七百圓程度迄該歩更に交渉したるも纏まらず越へて六月七日の折衝に於て次の通り解定した

九、解決條件

1、上級船員三名は船体の質買契約成立迄船内監視員として經費賄給し本件より別個に解僕すること

2、下級船員十二名（大副一員の給料（給料最高五拾五圓、最低參半圓総計一名治七圓）の二ヶ月分を支拂ふこと但し内一ヶ月分は八日支給し、残り一ヶ月分は七月七日大阪

に於て支拂ふこと

3、所持品手當は一人宛五圓を支給すること

4、旅費は支給せず、六月九日出帆の所有船第二春陽丸にて大阪遠便乗せしむること但し乗乗手當として一人當五圓支給す

り、右乗組員は可及的速かに商店所有船に乘船の優先權を認
ひること

以上